イ 障害者優先調達推進法の成立

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められている。

このような観点から、これまでも障害者就 労施設等への仕事の発注に関し、民間企業を はじめ国や地方公共団体等において様々な配 慮が行われてきた。

平成25年4月からは、国等による障害者就 労施設等からの物品等の調達の推進等に関す る法律が施行され、障害者就労施設で就労す る障害のある人や在宅で就業する障害のある 人の自立の促進に資するため、国や地方公共 団体などの公的機関が物品やサービスを調達 する際、障害者就労施設等から優先的に購入 することを進めるために、必要な措置を講じ ることとなった。(法律の概要については、 図表2-20)

(10) 職業能力開発の充実

ア 障害者職業能力開発校における職業訓練 の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業 訓練を受けることが困難な重度の障害のある 人については、障害者職業能力開発校を設置 し、職業訓練を実施している。

平成25年4月1日現在、障害者職業能力開発校は国立が13校、都道府県立が6校で、全国に19校が設置されており、国立13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、他の11校は都道府県に運営を委託している。

障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化・多様化が進んでいることを 踏まえ、個々の訓練生の障害の態様を十分に 考慮し、きめ細かい支援を行うとともに、 IT 化の進展等に対応して、職業訓練内容の 充実を図ることにより、障害のある人の雇用 の促進に資する職業訓練の実施に努めてい る。

イ 一般の公共職業能力開発施設における受 入れの促進

都道府県立の一般の公共職業能力開発施設 において、知的障害や発達障害のある人を対 象とした訓練コースの設置を促進し、受講機 会の拡充を図っている。

また、可能な限り一般の公共職業能力開発施設において、障害の有無にかかわらず職業訓練が受けられるよう、ノーマライゼーションの観点から、自動ドア、スロープ、手すり、トイレの整備等、施設のバリアフリー化等を推進している。

ウ 民間の能力開発施設における能力開発

障害のある人の能力開発を図り、その雇用の促進と安定に資するため、納付金による助成金を財源として民間の能力開発施設の設置促進を図っており、平成24年4月までに全国で19か所設置されている。訓練施設については、身体に障害のある人を対象とするもの12施設(うち視覚障害のある人対象2施設)、知的障害のある人を対象とするもの10施設、精神障害のある人を対象とするもの3施設となっている(複数の障害を対象としている施設あり)。

エ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

雇用・就業を希望する障害のある人の増大に対応し、障害のある人が居住する地域で職業訓練が受講できるよう、居住する地域の企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練(以下「障害者委託訓

(平成25年4月1日現在)

事項	内容
機械等の割増償却措置 (法人税、所得税)	障害者を雇用し、次のいずれかの要件を満たす場合、その事業年度又はその前5年以内に開始した各事業年度において取得、製作、建設した機械装置等について、普通償却限度額の24%(工場用建物等については32%)の割増償却ができる。 ①障害者雇用割合が50%以上 ②雇用障害者数が20人以上であり、かつ、障害者雇用割合が25%以上 ③次の要件の全てを満たしていること イ 基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ重度障害者割合が50%以上 ロ 事業年度終了の日における雇用障害者数が法定雇用障害者数以上
障害者の「働く場」への 発注促進税制 (法人税、所得税)	法人が特例子会社や重度障害者多数雇用事業所、就労継続支援事業所等の障害者就労支援事業所に対する発注額を前年度より増加させた場合、当該発注額の増加額を限度として企業が有する減価償却資産(その事業年度を含む3年以内に取得した資産)について、普通償却限度額の30%の割増償却ができる。
助成金に係る課税の特例 措置 (法人税、所得税)	障害者雇用納付金制度に基づく助成金については、助成金のうち固定 資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額の範囲内で、 圧縮記帳による損金算入(法人税)又は総収入金額不算入(所得税) とすることができる。
事業所税の軽減措置	事業所税の従業者割については、課税標準としての従業者給与総額から障害者の給与分を控除し、また、障害者を10人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上である事業所であって、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給に係る施設又は設備に係るものについては、事業所税の資産割に係る課税標準の算定につき、当該事業所床面積の2分の1を控除するものとする。
不動産取得税の軽減措置	障害者を20人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上の事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等を受けて事業用施設(作業の用に供するものに限る)を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。
固定資産税の軽減措置	障害者を20人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上の事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等を受けて取得した事業用の家屋(作業の用に供するもののうち、障害者の雇用割合に応じた部分に限る)に対して課する固定資産税の課税標準は、取得後5年間に限り、当該家屋の課税標準となるべき価格の6分の1を減額した額とする。

資料:厚生労働省

■ 図表2-18 ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

	①新規求	職申込件数	②有効	求職者数	③就!	職件数	④就職率	(3/1)
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成15年度	88, 272	2. 6	153, 544	△1.1	32, 885	16. 0	37. 3	4. 3
16年度	93, 182	5. 6	153, 984	0.3	35, 871	9. 1	38. 5	1. 2
17年度	97, 626	4. 8	146, 679	△4. 7	38, 882	8. 4	39. 8	1. 3
18年度	103, 637	6. 2	151, 897	3. 6	43, 987	13. 1	42. 4	2. 6
19年度	107, 906	4. 1	140, 791	△7. 3	45, 565	3. 6	42. 2	△0. 2
20年度	119, 765	11.0	143, 533	1.9	44, 463	△2. 4	37. 1	△5. 1
21年度	125, 888	5. 1	157, 892	10. 0	45, 257	1.8	36. 0	△1.1
22年度	132, 734	5. 4	169, 116	7. 1	52, 931	17. 0	39. 9	3. 9
23年度	148, 358	11.8	182, 535	7. 9	59, 367	12. 2	40. 0	0. 1
24年度	161, 941	9. 2	198, 755	8. 9	68, 321	15. 1	42. 2	2. 2

資料:厚生労働省

■ 図表2-19 ハローワークにおける障害者の職業紹介件数(平成24年度)

新規求職申込件数						就職件数								
		身体障	宇書	者 知的障害		精			身体障害者		知的障害者		精	
	合計		うち重度		うち重度	精神障害者	その他	合計		うち重度		うち重度	精神障害者	その他
	161, 941	68, 798	27, 986	30, 224	5, 017	57, 353	5, 566	68, 321	26, 573	10, 296	16, 030	3, 940	23, 861	1, 857

注:ハローワークに初めて求職の申込みをした者。ただし、求職申込みの有効期間を経過した後に申 込みをした者、雇用保険受給者であって受給公共職業安定所を変更した者等を含む。

資料:厚生労働省

障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者の表彰

障害者雇用支援月間(毎年9月)に合わせ、平成24年9月11日に「平成24年度全国障害者雇用優良事業所等表彰式」が開かれ、その中で厚生労働大臣が長年障害者雇用に御尽力のあった障害者優良事業所等に対し表彰を行いました。

厚生労働省では、毎年9月に①障害のある人を積極的に多数雇用している事業所、②障害のある人の雇用の促進と職業の安定に著しく貢献した団体又は個人、及び③職業人として業績をあげている勤労障害者に対し、厚生労働大臣表彰を行っています。

表彰者の方々の日々の御尽力を讃えるとともに、障害のある人の職業的自立の意欲を喚起することや、障害のある人の雇用に関する国民の関心と理解を一層深めています。

平成24年度は、32社の障害者雇用優良事業所と、1名の障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人37名の優秀勤労障害者に表彰を行いました。

【フォトレポート】

http://www.mhlw.go.jp/photo/2012/09/ph0911-01.html

練」という。)を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、主として座学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、通校が困難な人などを対象とした「e-ラーニングコース」、特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした「特別支援学校早期訓練コース」及び在職障害者を対象とした「在職者訓練コース」の5種類があり、個々の障害特性や企業の人材ニーズに応じて多様な支援を行うことが可能な制度である。平成23年度から職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と企業における実習を組み合わせた障害者向けの日本版デュアルシステムを導入した。なお、委託訓

練修了者の就職率については、平成23年度は44.4%であり、後期5か年計画において、24年度に50%となるよう目標設定した。

オ 地域における職業能力開発の推進

平成18年度から、教育、福祉、医療等の実施主体である政令指定都市を委託先として障害者職業能力開発プロモート事業を実施し、特別支援学校や福祉施設等を含む障害者職業能力開発のネットワークを構築するとともに、職業能力開発に係る相談・情報提供、潜在的職業訓練ニーズの把握と職業訓練の受講促進等を行ってきたところである。平成22年度からは、地域における障害者職業能力開発促進事業として、実施対象を都道府県にも広げ、政令指定都市のほか、都道府県の資源も有効活用するとともに、企画競争により委託